

○文部科学省令第二十号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十五条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年 四月 十六日

文部科学大臣 下村 博文

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「もつぱら」を「専ら」に、「行ないうる」を「行い得る」に改め、同条第二項中「行ないうる」を「行い得る」に改め、同条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（教科用図書を採択したときに公表すべき事項）

第七条 法第十五条の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料
- 二 市町村の教育委員会及び都道府県の教育委員会にあつては、教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

W